

船舶事故等調査報告書

平成23年3月31日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010仙第29号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年3月28日 14時20分ごろ	
発生場所	新潟県粟島浦村粟島灯台から真方位198° 7.5海里付近 (概位 北緯38° 19.8′ 東経139° 11.4′)	
事故等調査の経過	平成22年4月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 ^{えいとく} 栄徳丸、8.5トン NG2-2131（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 ^{てんしん} 第十一天心丸、7.9トン NG2-2125（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	A 右舷外板に破口 B 船首部外板に亀裂	
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、粟島南方沖において、底引き網の揚網を終え、漂泊して網から漁獲物を取り出し中、B船は、船長Bが1人で乗り組み、3ノットの速力で北東方に向けてえい網中、平成22年3月28日14時20分ごろ、A船の右舷中央部とB船の船首部とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1.5m	
その他の事項	船長Aは、接近する他船はいないものと思い込み、漁獲物を取り出す作業に注意を向けていた。 船長Aは、衝突直前、他船の機関音を聞き、B船を初めて認めた。 船長Bは、船首方に漂泊しているA船を認めていたが、まもなく作業を終えて航走するものと思い込み、操舵室の床に座り、携帯電話のメールを作成していた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は漂泊中、B船はえい網して北東進中、粟島南方沖において、両船が衝突したものと考えられる。 船長Aは、接近する他船はいないものと思い込み、漁獲物を取り出す作業に注意を向けていたことから、見張りを行っていなかったものと考えられる。 船長Bは、A船が間もなく航走するものと思い込

		み、操舵室の床に座り、携帯電話を操作していたことから、見張りを行っていなかったものと考えられる。
原因		本事故は、粟島南方沖において、A船が漂泊中、B船がえい網して北東進中、両船が見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。